

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（図面及び仕様書並びにこれらに対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。この場合において、委託期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日等」という。）、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日（祝日等を除く。）は、この日数に算入しない。
- 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙又は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 乙は、個人情報の保護に関する特記事項を遵守し、また、この業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 甲及び乙は、この約款の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 乙は、この契約締結後速やかに設計図書に基づいて業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、速やかに前項の業務工程表を、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により委託期間又は設計図書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作物の譲渡等)

- 第5条 乙は、成果物（第36条第1項の規定により準用される第30条に規定する指定部分に係る成果物及び第36条第2項の規定により準用される第30条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。
- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用し、複製し、又は第1条第5項の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の全部を一括し、若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第8条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要があると認めて監督員に委任したもののほか、設計図に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出に対する承諾又は質問に対する回答
- (3) この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

3 甲は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員に有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第1項の規定により、甲が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第9条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、第13条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知並びにこの契約解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(照査技術者)

第10条 乙は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることはできない。

(地元関係者との交渉等)

第11条 地元関係者との交渉等は、甲が行うものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地の立入り)

第12条 乙が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第13条 甲は、管理技術者若しくは照査技術者又は乙の使用人若しくは第6条第2項の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当であると認められるときは、乙に対して、その理由に明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を甲に通知しなければならない。

3 乙は、監督員がその職務の遂行につき著しく不適当であると認められるときは、甲に対してその理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第14条 乙は、設計図書の定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(貸与品等)

第15条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械機具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

5 乙は、故意又は過失により貸与品等が損傷し、若しくは滅失し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を収め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第16条 乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認めたときは、委託期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第17条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面及び仕様書に対する質問回答書等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。)

(2) 設計図書に誤^{びゅう}謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 施行上の制約等設計図書に示された施行条件と実際の施行条件が相違すること。

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を乙に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

5 甲は、前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、必要があると認めたときは、委託期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第18条 甲は、必要があると認めたときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第20条において「設計図書等」という。）の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めたときは、委託期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第19条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の事象（以下この条及び第28条において「天災等」という。）であって、乙の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めたときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認めたときは、委託期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第20条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対し、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めたときは、設計図書等の変更を乙に通知するものとする。

- 3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、委託期間又は契約金額を変更しなければならない。

(乙の請求による委託期間の延長)

第21条 乙は、その責めに帰すことができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に委託期間の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による委託期間の短縮等)

第22条 甲は、特別の理由により委託期間を短縮する必要があるときは、委託期間の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、この約款の他の条項の規定より委託期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる委託期間に満たない委託期間への変更を請求することができる。

- 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託期間の変更方法)

第23条 第16条から前条まで又は第37条の規定により委託期間の変更を行おうとする場合における当該変更の期間は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約金額の変更等)

第24条 第16条から第20条まで、第22条又は第37条の規定により契約金額の変更を行う場合における当該変更の額は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 第11条、第16条から第19条まで、第22条、次条、第32条、第37条又は第47条第1項の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第25条 乙は、災害防止等のため必要があると認めたときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、乙は、必要があると認めたときは、あらかじめ、甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、乙は、その採った措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

- 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めたときは、乙に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。

- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められた部分については、甲がこれを負担する。

(一般的損害)

第26条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項から第3項まで又は第28条第1項に規定する損害を除く。以下この条において「成果物等に係る損害」という。）については、乙が負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた成果物等に係る損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることのできない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第28条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲乙双方の責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に従事する業務の出来形部分（以下この条及び第50条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械機具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械機具であって、立会いその他乙の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する損害
損害を受けた出来形部分に相応する契約金額の額とし、残存価格がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 仮設物又は調査機械機具に関する損害
損害を受けた仮設物又は調査機械機具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で焼却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも小額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累計した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（契約金額の変更に代える設計図書の変更）

第29条 甲は、第7条、第16条から第20条まで、第22条、第25条、第26条、前条、第32条又は第37条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（検査及び引渡し）

第30条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの下、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを契約金額の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第31条 乙は、前条第2項（前条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 甲は、第2項又は前項の約定期間内に代金を支払わないときは、乙に対し、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たりの割合は、^{じゅん}閏年に係るものであっても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

（引渡し前における成果物の使用）

第32条 甲は、第30条第3項若しくは第4項又は第36条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙の費用が増加し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

- 第33条 甲は、契約書で前払金の支払を約した場合において、乙が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下この条及び次条において「保証事業会社」という。）と、契約書記載の委託期間を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下この条及び次条において「保証契約」という。）を締結したときは、5,000万円を限度とし、乙の書面に基づく請求により、契約金額の3割の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）を前払金として支払う。
- 2 乙は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（甲が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下この条及び次条において「保証証書」という。）を甲に提出した上で、前払金の請求をしなければならない。
 - 3 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。ただし、債務負担行為に係る契約について、この契約を締結した会計年度に前払金の全部又はその一部を支払うことができない場合は、翌会計年度において支払うものとする。
 - 4 甲は、第1項の規定により前払金の支払をした後、業務内容の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が変更前の契約金額の2割以上であるときは、甲の定めるところにより、前払金を追加払いし、又は返還させることがある。
 - 5 乙は、前項の規定により、甲が前払金の追加払いを認めた場合は、前払金の追加払いを請求することができる。
 - 6 乙は、甲から第4項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約金額変更の日以後、甲が指定する日までに返還しなければならない。
 - 7 前項の場合において、乙が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たり割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるときは又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

(保証契約の変更)

- 第34条 乙は、前条第4項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前条第5項の規定により、前払金の追加払いを受けようとするときは、当該契約金額変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出した上で、請求しなければならない。
 - 3 乙は、前払金額に変更を伴わない委託期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第35条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 2 乙は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに甲に返還しなければならない。
 - 3 乙は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たり割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

(部分引渡し)

- 第36条 成果物について、甲が設計図書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第30条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは、「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第31条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物一部が完成し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第30条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第31条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項において準用する第31条第1項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る契約金額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する契約金額」及び第2号中「引渡部分に相応する契約金額」は、甲乙協議して定める。

- (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る契約金額
指定部分に相応する契約金額×(1－前払金の額／契約金額)
- (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る契約金額
引渡部分に相応する契約金額×(1－前払金の額／契約金額)

(前払金等の不払いに対する乙の業務中止)

第37条 乙は、甲が第33条又は前条第1項若しくは第2項において準用する第31条第2項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、委託期間若しくは契約金額を変更し、又は乙の費用が増加し、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第38条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対して成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完及び損害の賠償を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、甲が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(協議解除)

第39条 甲は、次条又は第41条の規定によるほか、必要があると認めたときは、乙と協議の上、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上定める。

(甲の催告による解除権)

第40条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第41条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙が成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 第43条又は第44条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
- (5) この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
- (6) この契約に関し、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定に定める刑が確定したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第42条 第40条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第43条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第44条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第18条の規定により設計図書を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第19条の規定による業務の中止期間が委託期間の2分の1（委託期間の2分の1が180日を超えるときは、180日）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後90日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

2 前項第2号の場合において、日数の計算は、第1条第2項の規定を準用する。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条 第43条又は前条第1項各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の損害賠償請求等)

第46条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に成果物を完成することができないとき。

(2) 成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第40条又は第41条の規定により、成果物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代え、契約保証金を甲に帰属させるものとし、契約保証金の納付がないとき又はその金額が契約金額の10分の1に満たないときは、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額又はこれに不足する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 第40条又は第41条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成11年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、甲は、契約金額から第36条の規定による部分引渡しに係る契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を請求することができるものとする。

6 乙が第41条第5号又は6号に該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同号のうち、乙の刑法第198条に定める刑が確定したときは、この限りでない。

(乙の損害賠償請求等)

第47条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第43条又は第44条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第31条第2項(第36条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率(年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第48条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第36条に規定する部分引渡しについては、この限りでない。

- 2 甲は前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分(第36条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除く。以下この条及び第50条において「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額(以下この条及び第50条において「既履行部分契約金額」という。)を乙に支払わなければならない。

- 3 前項の既履行部分契約金額は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約不適合責任期間等)

第49条 甲は、引き渡された成果物に関し、第30条第3項又は第4項(第36条第1項又は第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、甲の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第50条 この契約がこの成果物の完成前に解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、乙は、第40条、第41条又は第46条第1項第3号の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第36条第1項又は第2項の規定より部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払に日から返還の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率(年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)

で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の利息を付した額を、第39条、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が成果物の完成前に解除され、かつ、第48条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金(第36条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあったときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を第48条第3項の規定により定められた既履行部分契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第40条、第41条又は第46条第1項第3号の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第

8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の利息を付した額を、第39条、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該余剰額の額を甲に返還しなければならない。

3 乙はこの契約が成果物の完成前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、代品を収め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 乙は、この契約が成果物の完成前に解除された場合において、作業現場に乙が所有し、又は管理する業務の出来形部分（第36条第1項又は第2項の規定する部分引渡しに係る部分及び第48条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械機具、仮設物その他の物件（第6条第3項の規定により、乙から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、乙は当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復さなければならない。

5 前項の規定による撤去又は原状回復に要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。

（1）業務の出来形部分に関する撤去費用等は、契約の解除が第40条、第41条又は第46条第1項第3号によるときは乙が負担し、第39条、第43条又は第44条によるときは甲が負担する。

（2）調査機械機具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は、乙が負担する。

6 第4項の場合において、乙が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、甲が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

7 第3項前段に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第40条、第41条又は第46条第1項第3号によるときは甲が定め、第39条、第43条又は第44条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（保険）

第51条 乙は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

（消費税等）

第52条 税法の改正により消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変動した場合における消費税等の計算は、変動後の税率の適用が開始された日（以下「適用開始日」という。）以後は、変動後の税率による。ただし、適用開始日前又は税法に定める経過措置に該当する場合は、変動前の税率による。

（契約書を電磁的記録により作成する場合における契約の効力）

第53条 契約書を電磁的記録により作成する場合において、この契約は、甲及び乙が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）の措置を行った日にかかわらず、当該契約書の契約確定年月日の欄に記載する日に確定したものとみなし、当該日から効力を有するものとする。

（契約外の事項）

第54条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

個人情報の保護に関する特記事項

（個人情報等の保護）

第1条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、個人情報等の保護に関する法令を遵守し、又はその趣旨を尊重して、個人情報等を適切に取り扱わなければならない。

（定義）

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（2）特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（秘密の保持）

第3条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務の従業者又は従業者であった者についても、前項の規定による義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第4条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(作業場所の報告)

第5条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定めなければならない。

2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の作業場所を甲に報告しなければならない。

(規定の整備)

第6条 乙は、個人情報等を適切に取り扱うため、安全管理に関する規定等を整備しなければならない。

(管理責任者等の報告)

第7条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等の取扱いに係る管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び作業従事者を定めなければならない。

2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の管理責任者及び作業従事者を甲に報告しなければならない。

3 乙は、管理責任者及び作業従事者を変更しようとするときは、事前に甲に申し出、承諾を得なければならない。

4 管理責任者は、個人情報等の適正な管理及び安全確保を図るとともに、仕様書等に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、管理責任者の指示に従い、仕様書等に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、作業従事者に対して適切な個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する教育を実施し、必要な知識を習得させるものとし、甲の求めがあったときは、その実施状況を報告しなければならない。

(再委託)

第9条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等の処理を自ら行い、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、再委託することが必要ときは、当該委託先の名称、委託内容、委託理由、安全対策、再委託先に対する管理及び監督の方法等について事前に書面等により甲に申請し、承諾を得なければならない。

3 乙は、再委託先に本契約の内容を遵守させるとともに、甲に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(持出しの禁止)

第10条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等を作業場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、甲の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。

(授受及び保管)

第12条 乙は、個人情報等の授受、保管及び管理について、安全管理上必要な措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故を防止しなければならない。

(個人情報等の返還及び廃棄)

第13条 乙は、この契約が終了したときは、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等について、甲の指定した方法により返還し、又は廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務において利用する個人情報等を廃棄するときは、廃棄日時、廃棄方法、廃棄場所等を記載した書面等により甲に報告しなければならない。

(立入調査)

第14条 甲は、必要があると認めたときは、乙がこの契約による業務の処理に関して取り扱う個人情報等の管理状況等について、立入調査をすることができる。この場合において、乙は、これに応じなければならない。

(報告義務)

第15条 乙は、甲の求めに応じ、書面等により個人情報等の管理状況、履行状況等について甲に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故があった場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

3 前項の報告義務は、この契約が終了した後も同様とする。

(公表、損害賠償及び契約解除)

第16条 甲は、乙が第1条から前条までの規定に違反した場合は、その事実を公表することができる。

- 2 乙は、その責めに帰すべき理由により第1条から前条までの規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。乙の責めに帰すべき理由による個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。
- 3 乙が、その責めに帰すべき事由により、この契約に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。

契約における暴力団等排除措置に関する特記事項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 発注者である文京区をいう。
- (2) 乙 文京区との契約の相手方をいう。乙が特定建設共同企業体、事業協同組合等であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう（この特約においては、暴力団員には暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）。
- (6) 不当介入 不正な利益を得る目的で暴力団関係者が行う行為で、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求、妨害その他契約内容の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。
- (7) 法人の役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記し、又は届出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者並びに直接雇用契約を締結している正社員をいう。

(乙が暴力団関係者であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 法人の役員又は使用人が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 法人の役員又は使用人が業務に関し、不正に財産上の利益を図るため又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (3) 法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
 - (4) 法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人の役員又は使用人が下請契約、資材及び原材料の購入契約等に当たり、その契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約したと認められるとき。
- 2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。

(暴力団等を排除するための連携)

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に不当介入しようとする暴力団及び暴力団関係者を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当介入を受けた場合の措置)

第5条 乙は、この契約の履行に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約に関して、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、き然として拒否し、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) 下請負人又は再受託者がある場合において、当該下請負人又は再受託者が暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けたときは、き然として拒否し、乙に速やかに報告するとともに、警察に届け出るよう当該下請負人又は再受託者を指導すること。